

1257

支那事変

S 1.1.1.0. 27

5017

0631

REEL No. A-0226

0210

アジア歴史資料センター

第一部	支那軍閥ノ勃發及暴發處理方針及ニ初期軍安決意事項 (附録) 支那軍閥日誌及重要決定事項一覽表
第二部	支那軍閥初期ニ於ケル第三國ノ利益問題・租界關係問題 及海關通商信託問題
第三部	支那軍閥ノ國際關係及九國條約會議
第四部	支那軍閥ノ行政問題・天津事件・通商通商問題
第五部	臨時政府・維新政府及蒙疆諸政府成立條件(附其地理力 政府)
第六部	南京國民政府成立經過
第七部	日華基本條約ノ締結及日華共同宣言
第八部	國民政府對日仲ノ議取及日華同盟條約ノ締結

外務省

5018

0002

1260

新南京國民政府成立経緯									
目次									
一、徐州攻略後、支那新中央政府樹立方針									
二、北支ニ於ケル新中央政府樹立運動									
三、汪精衛、新南京國民政府樹立運動									
(一) 蔣端ヨリ汪精衛重慶脱出前迄									
(二) 汪精衛重慶脱出後赴日迄									
(三) 汪精衛離日後新南京政府成立迄									

外務省

S 1.1.1.0 - 27

5020

0004

1259

支那新南京國民政府成立経緯									
支那新南京國民政府成立経緯									

外務省

S 1.1.1.0 - 27

5019

0003

橋渡シテ付テハ條件次第ヲ受諾スルコトセリ。
 支那中央政府樹立方針トシテ旧南京政府ガ屈伏シ来ル場合ハ
 是ヲ新與支那中央政府ノ傘下ニ合流セシムルコトトシ、屈伏セサル場合ハ
 國家一切ノ努力ヲ舉ケテ、同政府ヲ潰滅スルハ屈伏ニ在木中ニト共ニ
 親日諸政權ヲ拡大強化シ成ルヘク速カニ是等政權ヲ聚大成
 シテ一政權ニ統合セシメ支那中央政府タルノ実ヲ舉ゲシナ
 以テ内外ヲシテ現狀ニ旧南京政府ニ代ル新政權トシテ

外務省

新南京國民政府成立経緯
 一徐州攻略後、支那新中央政府樹立方針
 昭和十三年五月十日徐州攻略ト共ニ戰局ノ一大進展ヲ見タリ
 戦局ノ事變處理ノ前途尙遠シキハ今後、事變ノ直接
 解決ニ国力ヲ集中指向シ十三年中ニ戰爭目的ヲ達成スルコトヲ前提
 トシ内外施策ヲ即應セシムヘキモノトシ、六月十三日五相會議ニ於テ
 今後ノ事變指導方針ハ自決定スル、且ツ第三國ノ友好的
 セシムルヲ以テスル

外務省

聯合委員會樹立要綱 (昭和十三年九月九日五相會議決定)	支那政權内面指導大綱 (昭和十三年七月十九日五相會議決定)	支那新中央政府樹立指導方針 (昭和十三年七月十五日五相會議決定)	英独大使和平斡旋申込ニ付シテ態度(昭和十三年七月十五日五相會議決定)	同上訂正事項 (昭和十三年七月十五日五相會議決定)	時局ニ伴フ對支謀略 (昭和十三年七月十五日五相會議決定)	差当リノ對英外交方針 (同上)
--------------------------------	----------------------------------	-------------------------------------	------------------------------------	------------------------------	---------------------------------	--------------------

外務省

S 1.1.1.0 - 27

5024

0008

支那現中央政府ニテ屈伏セザル場合ノ對策 (同上)	差当リノ對英外交方針 (同上)	支那現中央政府屈伏場合ノ對策 (昭和十三年七月十五日五相會議決定)	今後支那事變指導方針 (昭和十三年六月二十四日五相會議決定)	以上ノ方策案施シタテ決定セラレタル一聯ノ重要方針ハ左通リナリ (支那事變ニ關シテ政策關係初期重要決定事項及資料篇參照)	認ナサレテ得ガルニ至ラシムヲ目標トスルコトナリ
-----------------------------	--------------------	--------------------------------------	-----------------------------------	--	-------------------------

外務省

S 1.1.1.0 - 27

5023

0007

1266

論議セラレホリタルカ 當時 臨時 維新 西政府 基礎 漸ク 鞏固
 ナラントスル下 並ニ九月ニ至リ 右 西政府 聯合 委員会 結成 後ト之ニ
 対スル 日本側ノ 態度等ハ 一般 中国人ヲシテ 統一 中央 政權ノ
 樹立 及 成立 後ノ 政府 機構 等ニ 関スル 日本ノ 不動ノ 方針 確立
 セラレタリト 感ヲ 抱カントス 以外ノ 形式ニ 依ル 新 中央 政府 組織
 運動 等ハ 積極 化セズ 多クハ 暗中 模索 乃至 日本側 意圖
 打診ノ 程度ニ 終リタリ 其ノ 依リ 推折 あり

外務省

S 1.1.1.0 - 27

5026

0010

1265

ニ 北支ニ 於ケル 新 中央 政權 樹立 運動
 茲ニ 汪 精衛ノ 新 中央 政府 樹立 運動ニ 先ケ 汪ノ 重慶 脱出ノ
 頃迄ニ 別 派 殊ニ 北支ニ 於テ 起リ 得タル 新 中央 政權 樹立 運動ニ
 付テ 述ベントス
 徐州 陥落シ 更ニ 広 寧 漢口ノ 陥落 スルヤ 之ニ 刺戟 セラレ 一般
 中国人 間ニ 速カニ 確固タル 新 中央 政權 府ヲ 樹立 スルコトノ 急務
 ナルコト 並 右 新 政權ノ 機構 構成 方法 等ノ 問題 次第ニ

外務省

S 1.1.1.0 - 27

5025

0009

同会ハ吳ノ出馬ノ目的ヲ達シ二月八日解散新ニ二月十一日
 吳ヲ維持委員長トスル 緞遠委員會ヲ開封ニ設置セリ
 本運動モ結局同年十二月四日 吳ノ死去ト共ニ挫折セリ
 広東、漢口 陷落ノ後 北支方面ニ起リタル新中央政府權
 樹立運動ノ主ナルモノニ付テ概説スレバ左ノ通りナリ
 (一) 聯邦政府ヲ組織シ大總統制ヲ採用スヘシトスル運動

外務省

S 1.1.1.0 - 27

5028

0012

廿日(只)吳佩孚一派ノ運動ハ日本軍ニ肥原機南ニテ積極的ニ
 援助シ次第ニ具体化セリ 一時唐ト運結成リタルモ唐ノ敗後ハ
 軍獨運動トナリタリ 斯テ 臨時政府維新政府及民間ノ要望ニ
 答ヘ 吳モ遂ニ出馬ヲ決意 十四年一月二十六日知平救國
 全國通電ヲ發セリ
 二月三十日知平救國會 結成セラレ 二十日 吳ハ 緞遠委員長
 名ニ就任セリ

外務省

S 1.1.1.0 - 27

5027

0011

又本政權ノ主張ハ日本ノ東亞ノ安定及指導力カトシテノ
地位ヲ認識ス 更ニ統一国家内ニハ一切ノ軍隊ヲ廢止シ警察力
ニ依ルモトス 防共協定ニ加入シ日本ト同盟ヲ締結シ外敵
防禦ハ日本軍ニ擔當セシム 日本 經濟同盟(関稅通貨)ヲ
締結シ其他經濟合作ヲ行ハントスルニ在リタリ
本運動提倡者ハ吳佩孚、靳雲鵬、殷同、余晉蘇
池宗墨、朱華等ニシテ中華興國內題討論會トシ

外務省

本運動ハ朱華、池宗墨一派ノ提倡ニ係リ中国ノ統一
政權トシテ一党專政個人独裁ヲ排シ王道政治ヲ期スル
聯邦政府 大總統制及責任内閣制ヲ實現セントセル
モトナリ
新政權ハ首都ヲ北京トスヘリ 遠隔各省ト中央トノ聯絡
機關トシテ 従来 東南、西南、華中、西北ニ四政權務
委員會ヲ設クヘトセリ

外務省

12

確立、吏治刷新等ナリ
勵行、産業教育提倡、凶兇人專政打破、財政整理、治政
新政府ノ施政方針ハ外交調整、治安維持、赤化撲滅、裁兵
治權ヲ執行ス
市官民ヨリ、參政会ヲ組織シ、三年間民意ニ依リテ政府ヲ組織シ
安定後民意ノ歸趨ニヨリ、徐々ニ決定スヘキ差当リ、各省
統治權ハ國民ノ民意ニ基クヘキ、根本的政治形態ハ時局

外務省

S 1.1.1.0 - 27

5032

0016

11

本意見ハ般同ノ私案トシテ極秘裡ニ提倡セルモノニシテ
運動
特定地域ニ、獨立自治權ヲ若クハ、模範省ヲ設置スヘシトスル
參政会ニ依リ過渡的政治ヲ行フヘキ、其ノ實際ニテ
(二) 中央政府ノ政治形態ハ民意ニ依リ決定スヘキモ差当リ
シタルモ、委員會ノ歩調一致ヲ欠キ成立スルニ至ラズ
秘密委員會ヲ設置シ、具體的建國方策ヲ討論セント

外務省

S 1.1.1.0 - 27

5031

0015

(三) 中華民國聯合政府ヲ樹立セントスル運動
 本運動ハ饒孟佐(昭キ外交官)ニ派ノ提倡ニシテ其ノ
 主張ハ大体前記(一)ニ類似シ居リ 中国ハ各民族ヲ各
 地方依リテ夫々 独自ノ国家ヲ形成スヘキモ各地方政府ハ
 各々權代表ヲ選出シテ 中華民國全体ノ聯合政府ヲ組織シ
 大統領制及國務總理制ヲ採用シ 特定政務ニ就テノミ共同
 處理ヘシ油ハ各聯邦国家ノ自由措置ニ任セントセズモナリ

外務省

0018

S 1.1.1.0 - 27

5034

地方制ハ軍事區域中ノ或ル地帯ヲ限定シ 軍事
 管理状態ヲ解除シ 自由独立ノ地方政權ヲ恢復セシメ且ツ
 復興建國政治工作 策源地トナス等、獨立自治省トナスカ
 模範者 制トナス前者ハ既成政權ノ統治系統ヨリ離脱シ
 人民公選制ニ依リテ 後者ハ既成政權ノ一員トナスモ高度ノ
 政治權限ヲ賦與セントセルモノナリ

外務省

0017

S 1.1.1.0 - 27

5033

1276

14 16

探^ルツ、アリシニ、端ヲ發シタルモノナルカ、五月、高ハ渡日シ
 軍ノ要路ト會議シ、其ノ意向ヲ打斷スル所アリタリ
 高ハ歸國後、漢口ニテ、汪精衛ト會見シ、茲ニ汪運動ノ
 進展ヲ見ルコトナレリ
 汪精衛ノ重慶脱出後、南京政府樹立迄ノ經過骨子ハ
 左ノ如シ、詳細ハ添付關係記録資料ニ依ルコトトス

外務省

S 1.1.1.0 - 27 5036

0020

1275

14 15

三、汪精衛ノ新南京國民政府樹立運動
 以上ハ汪精衛ノ重慶脱出、新中央政權樹立運動前ノ
 概況ナルカ、當時政府ノ決定セル新中央政府樹立方針ハ
 汪精衛ノ運動ニ協力ヲ與フル基礎トナリタルモノト言フヘシ
 汪ノ和平運動ノ先驅的現レトシテハ、昭和十三年三月頃ヨリ
 重慶政府内ニ脈絡ヲ有セル高宗武カ、日本側殊ニ
 民間人トモ連絡シ、日支問題解決ニ對スル日本側ノ意^見ヲ

外務省

S 1.1.1.0 - 27 5035

0019

(一) 斧端より汪精衛 皇度脱出前途
 汪精衛ノ新政權樹立運動ハ日々~~支~~ 和局ノ招来ヲ目的
 トセルモノ如キモ 結局情勢ノ推移ト帝國ノ事変處理方針ニ
 基テ 汪精衛ノ出馬要請ト依リ 遂ニ自己ノ支那
 新中央政府ノ樹立ヲ以テ日支和局招来ニ不可~~決~~ 要件ト決意
 スルニ至ルモノナリ
 汪運動ノ發端ト云フヘキ 高武ノ^前 找カトノ連絡ハ早ク
 (立前班ノ如ク)

外務省

S 1.1.1.0 - 27 5037

0021

昭和五年三月ニ遼¹⁹ 最初ノ民間ヲ主^張トシ 更に進展スルトナリ
 当初ハ陸軍力之ニ当リタルモノニシテ 陸軍トシテ
 臣向トシテハ 大義健^健 元治^治 (伊藤^藤 方^方 義^義)
 同盟 松本重治 交渉ヲ有スナリ
 義^義 側ハ^初 道^道 空^空 ヲシテ 赴^赴 日^日 セシ^シ 東京ニ^ニ 勳^勳 伍^伍 大^大 佐^佐 ト
 会^会 見^見 シ 同大佐ノ一筆ヲ得テ上海ニテ高ニ報告シ 高ハ漢口ニテ
 汪精衛ト会見シ五月ニ至リテ高ハ伊藤^藤 案^案 ノニテ赴^赴 日^日 セリ

外務省

S 1.1.1.0 - 27 5038

0022

1920

本協定カ帝國ノ方針トシテ国内的ニ決定セルモノガ十月三十日ノ
 御前會議決定ニナル、日支新關係調整方針ニシテ之カ骨子ハ
 十月二十日近衛總理談トナリテ發表セラレタルモノナリ
 又本御前會議ノ決定カ帝國トシテノ注精衛ト、日支關係
 調整交渉ノ基礎トナルモノニシテ一旦ハ昭和十四年十二月三十日
 締結ノ注精衛、梅機關、同日華協議書類トナリ更ニ
 同年十二月三十日締結ノ日華基本條約ニ具体化シタルモノナリ

外務省

S 1.1.1.0 - 27, 5040

0024

1918

斯クテ高トシテ進捗シ十月二十日上海ニ於テ皇任、高宗武
 同ニ一、日支國防共協定ヲ締結ス、ニ支那ハ滿洲國ヲ
 承認ス、三、支那ハ内地雜居營業ヲ認テ日本ハ治外法權
 撤廃及租界返還ヲ考慮ス、四、互恵平等ニテ經濟提携ヲ爲ス
 日本ニ優先權ヲ認テ、日支ノ資源開發ヲ承認ス、(五年以内)
 完結、五、日本人居留民ノ損害ヲ賠償ス、六、日本軍ハ撤退ス
 (二、五年以内ニ完成ス) 越前ノ秘密協定ヲ成立セリ

外務省

S 1.1.1.0 - 27, 5039

0023

2122

一、中日兩当局ノ共同宣言ヲ發ス

二、臨時維新政府ノ取消ス

三、國民政府ヲ南京ニ設ク

四、使節ヲ交換シ親善ノ協定ヲ結ブ

五、高ハ赴日ヲ見^ル二月二十日長崎ニ上陸セリ

斯ノ影任機關ニ汪ノ運動ハ此頃ヨリ政府トシテハ外務機關
關係ニ至レリ高ハ總理^{外務}外務府軍要路ト會談セリ

S 1.1.1.0 - 27

5042

0026

20 21

(一) 汪精衛重慶脱出後赴日迄

一方汪ハ昭和十三年十月十日重慶ヲ脱出シ二十日近衛
聲明ニ呼應シ二十九日河内ニ於テ第一次和平聲明^{ヲ發セ}出ス

是ニ於テ汪ノ運動ハ表面化スニ至レリ高宗武ハ上海ヨリ
香港ニ移リ本タルモ二月一日河内ニ汪ト第一次會見セリ

斯ノ決定セラレタル結論

一、國民黨ヨリ救國反共同盟會及軍ヲ組織ス

S 1.1.1.0 - 27

5041

0025

脱藩 昭和十四年一月香港ニテ日支交渉ノ経緯ヲ公表セリ
 汪工作ノ進展中ニ於テモ廿十三年四月音蔣ノ暴露戰術一
 アリタリ 影任・大義 矢野總領事ハ河内ニ赴キ汪ト
 打合ヲ遂テ五月八日上海ニ到着セリ
 之ヨリ先軍内部ニ於テモ作戰上ノ見地ヨリ汪精衛工作ニ
 及テアリタルモ六月六日五相會議ヨリテ新中央政府ノ構成
 並樹立ノ時期ハ全面ニ直ル戦争指導上ノ段階ニ即シ

外務省

S 1.1.1.0 - 27 5044

0028

汪ハ和平終局ノ方法トシテ一蔣介石ト接衝スルヲハ援助
 斡旋スニ蔣介石以外ノ者トヤルヲハ在野斡旋ス
 三、自己ニヤレトナラハ立ツトノ意ヲ披瀝シタリ 之ニ對シ帝國ハ
 五相會議ノ決定ヲ以テ汪ノ出馬ヲ促スコトセリ 右帝國ノ
 見解ハ三月十八日田尻總領事現地ニ携行シ高ニ手交セリ
 高ハ右帝國ガ蔣ト妥協ノ意アリトノ印象ヲ得タルモノ也
 且帝國ノ對華方針ニモ嫌ヲサルモノアリ 後本運動ヨリ

外務省

S 1.1.1.0 - 27 5043

0027

三民主義ノ承認ヲモ決定ス。同時ニ汪ヲシテ 吳及 既成
 政權等ト 協カシ 文武ノ實カラ 具備セル 強カシ 政府ヲ
 樹立セシムル 派ヲ備ラサシメ 其ノ間 重慶要人ノ 獲得ニ
 努力セシムル 指導線ヲ決定セリ。 尚 臨 併 經 新 兩 政 權
 取扱ヒ付テハ 汪ヲシテ 兩政府ノ 功績ヲ 稱ヘシムルトス。
 兩政權ハ 汪ニ 合流スルコトヲ 表明セシムルコトニ 決スリ。
 五月三十日 東京ニ到着スルニ 王精衛ハ

外務省

8 1.1.1.0 - 27

5046

0030

自主的見地ニ基キテ 律セラルルモノナルモ 方針トシテ 新中央
 政府カ 汪吳(佩孚) 既成政權 離意 改替ノ 重慶政府カ 構成
 分ナリ 支那側ノ 内題トシテ 之等ガ 適宜協力 樹立スヘキモノ
 ナリトシテ 方針トシテ 吳ニ 將來ノ 政治形態ハ 丁使及 現案ニ即スル
 自治合作主義ニ 則ルヘキモ 其ノ 内容ニ 關シテハ 日支 新關係 調整カ
 ニ 根據スル 外 内政問題トシテ 支那側ニ 各スラ 本則トスルコトヲ
 決定。 容共抗日 放棄。 親日 滿防 英ヲ 方針トスル 國民黨人及

外務省

8 1.1.1.0 - 27

5045

0029

八月二十日 国民党六全大會ヲ開催シ宣言政綱、決議ヲ
 發表シ新中央党部ヲ樹立シ各地党部ノ再建工作ヲ
 上海歸着ス
 七月五日 廣東省軍司令部ト協議ス、八月十五日
 七月三日 南京ニ於テ山田軍司令部ト會見ス
 二十日 上海著 梁鴻志、周宗堯、陳群(詳)、任援道ト會見ス
 會見ス、吳佩孚ト會見不調トナル

外務省

六月十八日 東京ヲ出發セリ
 之ニテ汪精衛ニ依リ新中央政府樹立ニ關聯セル根本方針ニ
 付汪精衛ノ辭、帝國政府、汪精衛ノ諒解成リ汪ハ
 一意所信ニ邁進スコトナレリ
 (汪精衛) 離日後新南京國民政府成立迄
 六月十八日 東京發 二十日 天津著 王克敏、杉山軍司令部

外務省

1290

2930

其他軍事 東北系 鮑文樾、楊毓洵 西北系

劉郁芬、鄭大章、劉驥、湖北四川方面 楊揆一著

逢上連絡ヲ(為) 其他財政經濟政策ニ付 研究案ヲ

作成シ 華北華中 既成事實ノ研究ヲ(為)ス

十二月三日 梅樵園ノ向ニ日華協議書類ヲ内約作(為)ス

昭和十五年 月十六日 汪ハ蔣介石ニ対シ 最後ノ和平勸告

声明ヲ出ス 十月二十日 青島會談ヲ

外務省

S 1.1.1.0 - 27 5050

0034

1289

2821

開始ニ 九月廿

九月廿五日 全國通電ヲ(為)ス 九月十九日ニ日梁、王ト所請

三巨頭會議ヲ開催シ 中央政治會議開催ノ件ヲ協議ス

九月下旬ヨリ各党各派、無党無派財界、政界文化界ニ

対シ連絡工作ヲ積極化ス 國家社会党ト連絡成ル

吳佩孚ト連絡ヲ繼續ス 軍事工作トシテハ、廣東ニ主カラ

注キ張發奎、鄧龍光、李漢魂ヲ対象トス

外務省

S 1.1.1.0 - 27 5049

0033

添付関係記録資料目録	
渡辺工作、現況(ノ第三)	(昭和十四年三月)
渡辺工作、現況(ノ第二)	(昭和十四年三月)
渡辺工作、現況(ノ第一)	(昭和十四年三月)
渡辺工作(第二期計畫)	(昭和十四年三月)
渡辺工作時局收拾、具体辦法	(昭和十四年三月)
渡辺工作指導要領	(昭和十四年三月)
時局收拾具体辦法ニ対スル所見	(昭和十四年三月)
影佐渡辺會談報告	(昭和十四年三月)
渡辺工作現地報告	(昭和十四年三月)
渡辺工作十一件	(昭和十四年三月)

S 1.1.1.0 - 27

5052

0036

二月二日 汪、各段各派、社会上、宣傳アル人、士、會談予	
以下中央政府樹立大綱、政綱等ニ関スル意見、一紙ヲ見ル	
次、一月二十三日、二十四日所謂、青島會談ヲ開催ス(見)	
三月二十日、ヨリ三日間、新政府、根本ヲ定ムルキ、南京	
中央政府會議ヲ開催シ、(見)	
三十日、國民政府、南京遷都	
新中央政府成立ヲ進ルニ至リ	

S 1.1.1.0 - 27

5051

0035

1294

3

板垣陸相汪第二次會談要領	(昭和十四年六月十五日)
中國側ノ提呈セル時局收拾ニ関スル具体的辦法及日本側意見	(昭和十四年六月十五日)
中國主權尊重原則實行案ニ関スル中國側希望及之ニ對スル 日本側回答要旨	(昭和十四年六月十五日)
中央政治會議指導要領	(昭和十四年六月十五日)
中央政治會議指導要領ニ関スル議解書	(昭和十四年六月十五日)
新支那ノ国旗ニ関スル件	(昭和十四年六月十五日)

外務省

S 1.1.1.0 - 27 5054

0038

1293

2

竹内工作ニ関スル上海ニ於ケル工作	(昭和十四年五月十六日)
竹内工作ニ関スル今井大佐トノ會談記	(昭和十四年五月十六日)
竹内工作ニ関スル興業院鈴木政務部長 トノ會談見聞	(昭和十四年五月十七日)
洋、吳工作指導ニ関スル件	(昭和十四年五月二十七日)
新中央政府樹立方針	(昭和十四年六月六日)
平沼首相汪會談要領	(昭和十四年六月十日)
板垣陸相汪會談要領	(昭和十四年六月十一日)
米内海相汪會談要領	(昭和十四年六月十二日)
石渡藏相汪會談要領	(昭和十四年六月十三日)
有田外相汪會談要領	(昭和十四年六月十四日)
近衛公爵汪會談要領	(昭和十四年六月十四日)

外務省

S 1.1.1.0 - 27 5053

0037

日支新事能ニ関スル秘密諒解事項(別紙)	(昭和十四年十一月十三日)
中央政權樹立工作ニ関スル申合せ	(昭和十四年十二月八日)
事変處理ニ関スル當面ノ外交施策方針(件)	(昭和十四年十二月十三日)
日支新関係調整ニ関スル協議書類	(昭和十四年十二月十三日)
中央政權樹立ニ関聯スル對處要綱	(昭和十四年十二月三十日)
一月八日密議ニ於ケル説明要領	(昭和十五年一月六日)
現地交渉ニ依リ日本側ノ獲得セル重要成果	(昭和十五年一月六日)
書記官長談話(一月八日密議後)	(昭和十五年一月八日)
支那中央政府樹立ニ関聯スル處理方針(案末)	(昭和十五年一月八日)
日支新関係調整要綱	(昭和十五年一月八日)

S 1.1.1.0 - 27

5056

0040

日支國交調整原則ニ関スル協議會	(昭和十四年十一月十日)
第一二三四五六七回會議議事要綱	(昭和十四年十一月十日)
新中央政府樹立工作関係書類送付(件)	(昭和十四年十一月十四日)
新中央政府樹立指導ニ関スル中央及現地ノ申合せ(別紙甲号)	(昭和十四年十一月九日)
日支交渉未解決ノ問題(別紙乙号)	(昭和十四年十一月十日)
日支新関係調整要綱(修正案)(別紙丙号)	(昭和十四年十一月十日)
日支新関係調整要綱(別紙丁号)	(昭和十四年十一月十日)
日支新関係調整要綱別冊中修正案(別紙戊号)	(昭和十四年十一月十日)
新中央政府樹立工作関係日支新事能ニ関スル秘密諒解事項	(昭和十四年十一月十五日)
送付ノ件	(昭和十四年十一月十五日)

S 1.1.1.0 - 27

5055

0039

汪政權由題英側態度ニ関スル「バトラ」英外務次官ノ議會答弁 (昭和十五年三月二十日) 倫敦新聞	米「ハル」國務長官ノ新國民政府否認聲明 (昭和十五年三月三十日) 米「ハル」大使有田大臣宛電報	米「ロットン」上院外交委員長ノ新國民政府否認談話 (昭和十五年三月三十一日) 米「ハル」大使有田大臣宛電報	米側ノ新國民政府否認聲明ニ対スル須磨情報部長談話 (昭和十五年四月一日)	新國民政府並ニ日英關係ニ対スル英側態度ニ関スル英「バトラ」 外務次官議會答弁 (昭和十五年四月三日) 倫敦新聞	同上ニ関スル英「ハリファクス」外相議會答弁 (同上)	米「ハル」國民長官ノ新國民政府ニ対スル米側態度ニ関スル 談話 (昭和十五年四月四日) 米「ハル」大使有田大臣宛電報
--	---	---	---	--	-------------------------------	--

青島會談関係書類 (昭和十五年一月十日)	青島會談記録 (昭和十五年二月四日)	日支新條約ニ関スル件 (昭和十五年三月十九日) 衆議院會議決定	國民政府遷都宣言 (昭和十五年三月三十日)	國民政府政綱 (昭和十五年三月三十日)	帝國政府聲明 (昭和十五年三月三十日)	汪精衛ヲ首班トスル中華民國新中央政府成立ニ関シ有田外務 務大臣直中談 (昭和十五年三月三十日)	在京英國大使加一月十四日有田外務大臣ニ付交セル公文(假譯) (昭和十四年一月十五日)	汪政權由題ニ関スル重光大使「ハリファクス」英外相會談 (昭和十五年一月二十四日) 英重光大使有田外務大臣宛電報
-------------------------	-----------------------	---------------------------------------	--------------------------	------------------------	------------------------	---	---	---

1299

8

英「バトラー」外務次官、新国民政府を認言明
(昭和十五年五月十一日在英電報)
大隈有田大蔵電報

外務省

S 1.1.1.0 - 27 5059

0043

REEL No. A-0226

0043

アジア歴史資料センター

1301

其、高宗武等トノ協議
 豫テ日支相互間ニ約束セシ如ク影佐大佐及今井中佐ノ兩名ハ十一月
 十九日夜以來二十日夕刻ニ至ル迄上海東陸戰隊路土肥原公館ニテ支
 那側代表高宗武及梅恩平ノ兩名ト周慶祥ヲ通譯トシテ會見シ東亞新
 秩序建設ヲ理想トスル日支相互ノ同志トシテ共產主義及侵略的帝國
 主義ヨリ開放シテ東亞ヲ再建設シ且之カ爲今事件ヲ解決センカ爲メ
 ノ方法手段ニ就テ協議セリ
 右協議ノ結果日華協議記録及同瞭解事項ニ記名シ又日華秘密協議記
 録ニ就テハ完全ニ意見一致シ且別紙日本政府聲明案ヲ参考ノ爲メ支
 那側代表ニ閱讀セシメタリ

外務省

（日本標準規格B5）

S 1.1.1.0

5061

0045

1000

渡邊工作ノ現況

拾五部ノ内第8號

昭和十三年十一月二十一日

今井中佐

外務省

（日本標準規格B5）

S 1.1.1.0

5060

0044

右ノ中日華協議記録及同諒解事項竝日華祕密協議記録ハ夫レ夫レ東京及重慶ニ持歸リ日支相方ノ同志ニ異存ナキニ於テハ上海及香港ノ連絡者ヲ通シテ其旨回答シ茲ニ始メテ效力ヲ發生シ汪精衛等ハ直ニ工作ノ實行ニ着手スルモノトス

其ニ日華協議記録及同諒解事項竝日華祕密協議記録

日華協議記録及同諒解事項竝日華祕密協議記録左ノ如シ

日華協議記録

昭和十三年十一月二十日、日本側影佐禎昭、今井武夫ノ兩名ハ中國側高宗武、梅思平ノ兩名ト左記ノ如キ内容ヲ協議成立セリ

外務省

0046

日本標準規格B5) 5062 S 1.1.1.0 - 27

左記

第一、日華兩國ハ共產主義ヲ排撃スルト共ニ侵略的諸勢力ヨリ東亞ヲ解放シ東亞新秩序建設ノ共同理想ヲ實現センカ爲メ相互ニ公正ナル關係ニ於テ軍事、政治、經濟、文化、教育等ノ諸關係ヲ律シ善隣友好、共同防共、經濟提携ノ實ヲ擧ケ強固ニ結合ス之カ爲左記條件ヲ決定ス

第一條 日華防共協定ヲ締結ス

其内容ハ日獨伊防共協定ニ準シテ相互協力ヲ律シ且日本軍ノ防共駐屯ヲ認メ内蒙地方ヲ防共特殊地域トナス

第二條 中國ハ滿洲國ヲ承認ス

外務省

0047

日本標準規格B5) 5063 S 1.1.1.0 - 27

但シ中國内地ノ治安恢復ト共ニ二年以内ニ完全ニ撤兵ヲ完了シ
 中國ハ本期間ニ治安ノ確立ヲ保證シ且駐兵地點ハ相方合議ノ上
 之ヲ決定ス

第三日本政府ニ於テ右時局解決條件ヲ發表セハ汪精衛氏等中國側同
 志ハ直ニ蔣介石トノ絶縁ヲ闡明シ且東亞新秩序建設ノ爲メ日華提
 携並反共政策ヲ聲明スルト共ニ機ヲ見テ新政府ヲ樹立ス

昭和十三年十一月二十日

日本側	影佐 禎昭
	今井 武夫
中國側	高 宗武
	梅 恩平

日本標準規格B5) S 1.1.1.0 - 27 5065

0049

第三條 中國ハ日本人ニ中國内地ニ於ケル居住、營業ノ自由ヲ承
 認シ日本ハ在華治外法權ノ撤廢ヲ許容ス
 又日本ハ在華租界ノ返還ヲモ考慮ス

第四條 日華經濟提携ハ互惠平等ノ原則ニ立チ密ニ經濟合作ノ實
 ヲ舉ケテ日本ノ優先權ヲ認メ特ニ華北資源ノ開發利用ニ關シテ
 ハ日本ニ特別ノ便利ヲ供與ス

第五條 中國ハ事變ノ爲生シタル在華日本居留民ノ損害ヲ補償ス
 ルヲ要スルモ日本ハ戰費ノ賠償ヲ要求セス

第六條 協約以外ノ日本軍ハ日華兩國ノ平和克復後即時撤退ヲ開
 始ス

日本標準規格B5) S 1.1.1.0 - 27 5064

0043

日華秘密協議記録

日華兩國ハ東亞ノ新秩序ヲ建設シ善隣トシテ強固ニ結合センカ爲メ
今後左記諸條件ノ實行ヲ約ス

第一條 日華兩國ハ東洋ノ新秩序建設ノ爲メ相互ニ親日親華教育政
策ヲ實施ス

第二條 日華兩國ハ蘇聯邦ニ對シ共同ノ宣傳機關ヲ設置シ且ツ軍事
攻守同盟條約ヲ締結シ平時ニ在リテハ相互ニ情報ヲ交換シ内蒙竝
其連絡線確保ノ爲メ必要ナル地域ニハ日本軍ヲ新疆ニハ中國軍ヲ
駐屯シテ協力シ戰時ニアリテハ共同作戰ヲ實行ス

第三條 日華兩國ハ共同シテ東洋ノ半殖民地的地位ヨリ漸次解放シ

外務省

（日本標準規格B5）

S 1.1.1.0 - 27.

5067

0051

日華協議記録諒解事項

一、第一條ノ防共駐屯ハ内蒙及連絡線確保ノ爲平津地方ニ駐兵スルモ
ノトス

又其駐兵期間ハ日華防共協定有効期間トス

二、第四條ノ優先權トハ列國ト同一條件ノ場合ニ日本ニ優先權ヲ供與
スルノ意トス

三、日本ハ事變ノ爲メ生シタル難民ノ救済ニ協力ス

昭和十三年十一月二十日

日 本 側
中 國 側

外務省

（日本標準規格B5）

S 1.1.1.0 - 27.

5066

0050

其三 協定ノ経緯

第一、日本側協議記録案ニ對スル支那側意見左ノ如シ

一、第一條防共協定ノ締結ニハ異議ナキモ日本軍ノ防共駐屯ヲ内蒙ニ限定セラレ度シトノ意見ヲ強硬ニ主張シタレ共連絡線確保ノ名義ニテ平津地方ニ駐兵スルコトヲ容認セシメ之ヲ諒解事項トセリ

但駐兵期間ヲ年限ヲ以テ限定セラレ度トノ主張ニ對シテハ防共協定有効期間トシテ之ヲ納得セシム

尙蒙疆ノ辭句ハ蒙古及新疆ト誤解セラルル恐アリト稱シタルヲ以テ之ヲ内蒙地方ト改メタリ

外務省

(日本標準規格B5)

S 1.1.1.0 - 27

5069

0053

日本ハ中國ヲ援助シテ一切ノ不平等條約ヲ撤廢セシム之カ爲メ協力シテ所要ノ處置ヲ講スルモノトス

第四條 日華兩國ハ東洋ノ經濟復興ヲ目的トシテ經濟的ニ合作シ其具體的辦法ハ別ニ研究ス

尙經濟合作ハ中國以外ノ南洋等ニ於テモ同一主義ヲ以テ合作ス

第五條 右條項實施ノ爲メ日華兩國ハ必要ナル委員ヲ置ク

第六條 日華兩國ハ成ルヘク亞細亞ニ於ケル日華兩國以外ノ諸國ヲ本協定ニ加盟スルニ努ム

昭和十三年十一月二十日

外務省

(日本標準規格B5)

S 1.1.1.0 - 27

5068

0052

困難ナリト應酬シ結局「日本ハ在支治外法權ノ撤廢ヲ許容シ並ニ租界ノ返還ヲモ考慮ス」ト改ム

四 第四條ノ日本ノ優先權ニ對シ支那側ヨリ優先權トハ國內的ニハ日本ノ侵略主義ト解セラレ對外的ニハ列國ヲ刺激スルヲ以テ廢セラレ度シト主張セシモ結局諒解事項トシテ「優先權トハ列國ト同一條件ノ場合ニ日本ニ優先權ヲ供與スルノ意トス」ノ辭句ヲ設ケタリ

尙特別ノ便益トハ支那側ニ反響不良トノ提議ニテ特別ノ便利ト改メタリ

五 第五條ハ新ニ提議シ支那側ヲシテ之ヲ容認セシメタルモ支那側

外務省

(日本標準規格B5)

S 1.1.1.0 - 27

5071

0055

ニ 第二條「支那ハ滿洲國ヲ承認ス」ヲ「滿支相互ニ承認ス」ト改メシメントセシカ支那側ハ本事實ハ當然ノコトト主張スルノミナラス本協議ハ日支ノ代表間ノ協議ニシテ滿洲國ノ意志ヲ代表スルモノナキヲ以テ本協議ノ通リトナセリ

又「日本ハ支那ノ領土及主權ヲ尊重ス」トノ意味ヲ日本側ニテ加ヘント提議セシモ彼等ハ東亞新秩序建設ノ理想ノ下ニハ當然ナリト稱シ強ヒテ之ヲ要求セサリシヲ以テ削除セリ

三 第三條後段ハ日本側ヨリ「日本ハ在支治外法權ノ撤廢並租界ノ返還ヲ考慮ス」トノ案ヲ提議セシモ支那側ニテ考慮ノ二字ヲ廢止シ直ニ實行ヲ確約セラレ度シト主張シ日本側ハ諸種ノ準備上

外務省

(日本標準規格B5)

S 1.1.1.0 - 27

5070

0054

メテ贊意ヲ表シテ完全ニ意見一致セリ

八 汪精衛等支那側同志カ直ニ蔣介石ノ下野ヲ要求センカ汪ニ後任
タレト宣言セラレ立場不利トナル恐アリトノ意見ニ依リ蔣介石
トノ絶縁ヲ闡明スルニ改ム

第三 日本側提案ノ秘密協議記録ニ對スル支那側意見左ノ如シ

第四條 ヲテ日支經濟共同委員會ヲ設置シ支那政府ノ經濟開發方針
ハ凡テ本委員會ニ諮ル如ク提案セシモ支那側ハ内政干渉ト批難セ
ラルル恐アリト稱シ相方合議ノ上本記録ノ如ク改メタリ

第五 日本側代表ヨリ日本政府聲明案ヲ閱讀セシメ日華協議記録ノ修
正ニ伴ヒ若干ノ辭句ヲ修正セリ其本文別紙ノ如シ

外務省

日本標準規格JIS

S 1.1.1.0 - 27

5073

0057

ノ希望ニテ「日本ハ事變ノ爲メ生シタル難民ノ救済ニ協力スル
旨諒解事項ニ加フ

六 日本軍ノ撤兵ニ關シテハ日本側ヨリ最初期限ヲ加ヘ難シト極力
主張シ且治安ノ確保ニ對スル保證トシテ逐次ニ撤退ノ止ムナキ
ヲ主張シ支那側ハ本件ニハ本協定ノ眼目ナリト應酬シ日本側ヨ
リ「治安恢復後一年以内ニ完全ニ撤兵ヲ完了ス」ト提議セシモ
支那側ト意見合ハス結局本協定ノ如クナセリ

七 「日支兩國ハ善隣友好、共同防共、經濟提携ノ實ヲ舉クル」旨
獨立セル一箇條トナサントセシカ實質的ノモノニアラサルヲ以
テ前文ニ加フルコトトセリ尙日本側提案ノ前文ハ支那側モ亦極

外務省

日本標準規格JIS

S 1.1.1.0 - 27

5072

0056

1313

其四 陽謀以外支那側意見

一、汪精衛等支那側舉事後日本軍ノ中央軍ニ對スル作戰的援助ノ希望ニ對シテハ日本軍ハ貴陽マテ速ニ進軍スルカ如キハ困難ナルモ努メテ中央軍ヲ牽制スルニ力メ且支那軍後方地帯ヲ爆撃スル如ク考慮スヘシト應酬シ置ケリ

尙支那側ヨリ中央軍ヲシテ四川、雲南ノ汪精衛側軍隊ヲ攻撃シ得サル如ク其背後ヲ遮断スルコト並汪精衛等昆明乘込後之ヲ爆撃セサル如ク注意サレタシト申出テタリ

二、支那側ヨリ新政府樹立後ハ臨時、維新兩政府ト同一資格ニテ中央政權ヲ樹立シ難シト再ヒ申出テタルヲ以テ前回會談ノ趣旨ヲ繰リ

外務省

(日本標準規格B5)

S 1.1.1.0 - 27

5074

0058

1314

返シ置ケリ

三、汪精衛等舉事後最初暫ク過度ニ日本側ニテ汪等ヲ支援スルカ如キ宣傳ヲ注意セラレ度即チ汪精衛ノ立場ヲ漢奸的ナラシメ不利ナルヲ以テナリト申出テタリ

其五 高宗武等ノ行動豫定

- 十一月二十二日 高宗武、梅思平兩名上海發
- 同 二十四日 高宗武、梅思平兩名香港着
- 同 二十五日 梅思平河内着
- 同 二十六日 梅思平昆明着
- 同 二十九日 梅思平重慶着

外務省

(日本標準規格B5)

S 1.1.1.0 - 27

5075

0059

新關係調整ノ要目ヲ豫メ中外ニ闡明セントス

日滿支三國ハ東亞新秩序ノ建設ヲ以テ共同ノ目標トシテ結合シ相互ニ善隣友好、共同防共、經濟提携ノ實ヲ擧クヘク、更生新支那ハ日獨伊協定ノ精神ニ則リ日支防共協定ヲ締結シ日本軍ノ防共駐屯ヲ認メ且内蒙地方ヲ防共特別地域トナシ日支互惠平等ノ原則ニ立チテ帝國臣民ニ支那内地ニ於ケル居住營業ハ自由ヲ容認シ密ニ經濟合作ノ實ヲ擧クヘク特ニ北支資源ノ開發利用ニ關シ日本ニ特別ノ便益ヲ供與シ滿支兩國相互ニ承認シ事變ノ爲メ生シタル在支日本居留民ノ損害ヲ補償スルコト必要ナリ

更生新支那ニシテ右ノ要目ヲ具現スルニ於テハ帝國モ亦東亞新秩序

外務省

(日本標準規格B5)

S 1.1.1.0 - 27

5077

0061

聲明案

政府ハ曩ニ一月十六日抗日國民政府ヲ相手トセス帝國ト提携スルニ足ル新興政權ノ成立發展ニ期待シ之ト兩國國交ヲ調整シ以テ更生新支那ノ建設ニ協力スヘキヲ宣明シ又十一月三日國民政府ト雖モ從來ノ指導政策ヲ一擲シ其人的構成ヲ改替シテ更生ノ實ヲ擧ケ東亞新秩序ノ建設ニ來リ參スルニ於テハ敢テ拒否スルモノニアラサルコトヲ明示セリ

然ルニ最近支那各地ニ於テハ同憂具眼ノ士族出シ競テ更生新支那ヲ建設セントスルノ氣運澎湃トシテ勃興ス此氣運ハ全支那ヲ統轄スヘキ善隣新支那ノ成立ニ迄發展スルノ機會近キニ在ルヲ信ス茲ニ日支

外務省

(日本標準規格B5)

S 1.1.1.0 - 27

5076

0060

1315

1319

建設ノ見地ニ立脚シ支那領土及主權ヲ尊重スルハ固ヨリ治外法權ノ
 撤廢ヲ許容シ故ニ租界ノ返還ヲモ考慮スヘシ
 彼上ノ如ク兩國ノ國交調整セラレ支那ノ治安確立シ且締約ノ實施ヲ
 保證シ得ルノ事態實現シ帝國軍カ協定區域以外ノ地區ヨリ迅速且完
 全ニ撤退シ得ル時機ノ到來スルコトハ東亞新秩序建設ノ爲メ同慶措
 ク能ハサル所ナリ若シ夫レ迷夢未タ醒メスシテ抗日容共ヲ繼續スル
 國民政府並其軍隊ニ對シテハ之カ潰滅ヲ見ル迄帝國ハ斷シテ矛ヲ收
 メサルコト勿論ナリ

外務省

日本標準規格B5

8 1.1.1.0 - 27

5078

0062

十二月三日頃 日本側ヨリハ上海周慶祥ニ諾否回答

香港高宗武ニ諾否回答

支那側ヨリハ上海伊藤芳男ニ可否回答

香港西義顯ニ可否回答

十二月五日以前 汪精衛重慶發昆明着

汪精衛昆明着ノ電報アレハ日本政府ヨリ別紙聲明

案ヲ發表シ日本ニテ聲明發表セハ汪精衛蔣介石ト

ノ絶縁ヲ聲明ス

次テ汪精衛ハ香港ニ到リ東亞新秩序建設ノ爲メ日

支提携並反共政策ヲ聲明ス

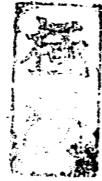
外務省

日本標準規格B5

8 1.1.1.0 - 27

5079

0063



1320

貳拾部ノ内第 號

昭和十四年二月

渡邊 工 作 (第二期計畫)

外務省

日本標準規格B5 1.1.1.0 - 27

5081

0065

1310

尙萬一十二月五日頃マテニ發動困難ノ事情發生セ
ハ十二月二十日過トナルヘシトノ支那側意見ニ對
シ極力迅速ニ發動スルノ必要ヲ述ヘ彼等モ新ク努
カスル如ク誓ヒタリ

外務省

日本標準規格B5

1.1.1.0 - 27

5080

0064

1322

協議案ノ概要

第一案 日本ト蒋介石トノ妥協

此案ガ時局收拾上最適ト日本側ガ認ムルナラバ是ニテモヨシ、自分ハ蒋介石トハ政治的ニ事ヲ共ニスル能ハサルモ個人トシテ最善ノ努力ト援助トヲナスベシ

第二案 王克敏、梁鴻志、吳佩孚其ノ他ノ實力者ヲ以テ支那ノ統一ニ當ラシムル事ヲ最善ト認ムルナラバ自分ハ野ニアリテ極力之ヲ援助スベシ

第三案 汪兆銘ヲ以テ時局收拾ノ最適任者ト日本側ニ於テ認ムルナラバ左ノ條件ヲ方針トシテ善處スベシ

外務省

日本標準規格B5

1.1.1.0 - 27

5083

0067

1321

汪ト高トノ交渉情況

高ハ二月一日河内着

一日ヨリ五日迄毎日七、八時間討議ス

初メノ三日間ハ汪ヨリ高ニ對シ

1、一般ノ情況判斷

2、右ニ基キ

「汪自身立ツ事ガ國家、民族ヲ救フ所以ナリヤ否ヤ」

ニ關スル檢討

3、四日目ニ汪自身ノ考ヲ述べ兩人ニテ檢討

(高ヲ中心トシテ考へ居タル事ト隨分大ナル開キアリタルガ如シ)

外務省

日本標準規格B5

1.1.1.0 - 27

5082

0066

1394

a、日本軍ガ西安、宜昌、南寧ニ迫リタル時再聲明ヲ行フ
 聲明ノ主旨ハ
 從來ノ聲明ガ蔣介石ニ對シ和平ヲ提案セル形式ナリシニ對
 シ本聲明ハ汪自身敢然トシテ時局收拾和平實現ノ當事者ナ
 ルコトヲ宣明ス
 (時期ハ日本軍ノ作戰ニ關係スル處大ナルモ四月中旬頃若
 クハ五月頃)
 b、續イテ雲南ニ於テ龍雲、態度表明ス
 c、次テ西南諸將ヲシテ呼應シテ通電ヲ發セシム
 三、日本ノ責任者ト會見シテ共同宣言ヲ發ス

外務省

CH本標準規格B5)

S 1.1.1.0 - 27

5085

0069

1393

一、反共救國同盟會ノ組織
 a、國民黨之ヲ提唱スルモ、苟モ反共救國ヲ標榜スル凡ユル團
 體、個人ヲ抱擁ス
 b、民族國家再建ノ政治運動、軍事ノ再建設ハ全部同盟會ガ之
 ヲ行フ軍事建設ノ目標ハ十二ヶ師團トシ師團編制ノ爲ニハ從
 來ノ部隊ヨリ再編成スルモノトス
 c、日本軍ノ占領地域、未占領地域ヲ通ジテ要衝ニ支部ヲ組織
 ス
 被占領地域ニ於ケル支部ハ差當リ漢口、廣東トス
 二、再聲明

外務省

CH本標準規格B5)

S 1.1.1.0 - 27

5084

0068

1396

協同体ヲ具体化ス

e、合理的ナル國際關係ノ恢復

五、資金 二億 日本ヨリ借款ス

主トシテ中央及北支ニテ使用シ得ル如ク其地域ニ應ジ法幣若クハ圓

汪ト日本側責任者會見ノ際協議スソレ迄八月三百萬圓位

六、軍事計畫案

七、財界人ノ引入レ

目下着々實施中ニシテ逐次連絡取レツツアリ

八、其ノ他

外務省

日本標準規格B5

1.1.1.0-27

5987

0071

1395

a、宣言ノ内容ハ十二月二十二日及二十九日附兩聲明ノ再確認其ノ他

b、同盟會ノ運動ヲ表面化ス

四、中央政府ノ樹立

a、双十節ヲ期シ南京ニ新國民政府ヲ組織シ同盟會ヲ解体ス

b、臨時、維新、兩政府ヲ即時、解消シ其ノ人員ハ新中央政府機構ニ吸收再生セシム

c、新國民政府ハ飽ク迄孫文ノ遺髮ヲ繼グ意味ニ於テ修正、三民主義ヲ遵奉ス

d、平等、對等ヲ前提トシテ日滿トノ完全ナル提携即チ日滿支

外務省

日本標準規格B5

1.1.1.0-27

5986

0070

1393

杜月笙トノ關係

イ、高等ノ工作ニ對シ全幅ノ支援ヲナシ護衛等ヲ附シアリ

ロ、汪ガ再聲明ヲナス頃態度ヲ明瞭ニス

汪今後ノ行動

現在ノ所ニ止マリ南京ニ新政府ヲ樹立セントスル時ニ軍艦ニテ堂々ト南京ニ乘リ込ム

外務省

日本標準規格B5

S 1.1.1.0 - 27

5089

0073

1397

汪ニ對スル外國側ノ工作

1、英國

イ、香港政廳ハ積極的ナラザルモ汪ノ聲明ヲ充分了解好意ヲ以テ保護スル旨言明セリ

ロ、未ダ直接連絡者ノ申込ミナシアラズ

2、佛國

イ、佛印ニテハ充分ニ保護シアリ

ロ、連絡者申込ナシ

3、獨逸國

連絡者派遣ヲ申込ミアリ

外務省

日本標準規格B5

S 1.1.1.0 - 27

5088

0072

1330

第一條

時局收拾ノ具体辦法

- (一) 中國國民黨ニ由リテ救國反共同盟會（以下同盟會ト略稱ス）ヲ發起ス
- (二) 同盟會ノ基本綱領次ノ如シ
 - (甲) 三民主義ヲ實行シ中華民國ヲ復興ス
 - (乙) 共產主義ノ思想、行動及其一切ノ組織宣傳ヲ消滅スルヲ根本トス
 - (丙) 國際關係ヲ調整シ東亞和平ヲ樹立ス
- (三) 全中國國民黨々員及其他各黨各派（共產黨ヲ除外ス）ニシテ同

外務省

（日本標準規格B5）

1.1.1.0-27

5091

0075-1

1329



渡邊工作

時局收拾ノ具体辦法

前回配布ノ渡邊工作第二期計畫ハ先方カ不取敢協議案トシテ其要旨ヲ口述セルモノナルカ本案ハ其第三案ニ基ク具体的計畫ナリ

部ノ内第 號

昭和一四・三・三

外務省

（日本標準規格B5）

1.1.1.0-27

5090

0074

第二條 中日當局ハ會同ノ上共同宣言ヲ發表ス

(巳) 一 同盟軍區毎ニ區總司令部ヲ設置ス

同盟軍區ヲ自成セシム

(戊) 戰區部隊ニシテ大兵團ヲ以テ同盟軍ニ加入ヲ希望スル者ハ一

ニヨリ之ヲ管轄ス

(丁) 既ニ日本軍ニヨリ占領セラレタル區域ニシテ且同盟軍區ヲ設

ケタルモノハ其ノ所屬スル省管轄ノ地方行政ハ即チ同盟軍區

(丙) 既ニ日本軍ニ依リ占領セラレタル地區ハ(例ヘハ(1)(2)ノ如シ) 一 同盟會ヨリ人ヲ派シ日本軍ト聯絡シ且同軍ヨリ豫メ援助ヲ 受ケテ新軍ノ訓練竝附近敗殘部隊ノ收編ヲ行ハシム

外務省

日本標準規格B5

B 1.1.1.0 - 27

5093

0076

盟會ノ基本綱領ヲ贊同遵守スル者ハ總テ同盟會々員タルコトヲ 得

(四) 同盟會ノ幹部及其他細部ノ組織ハ別ニ定ム

(五) 同盟會ノ名義ハ必要時ニ之ヲ公開ス

(六) 「救國反共同盟軍」ヲ組織ス

(甲) 當初ハ(1)武漢(2)廣州(3)四川(4)雲南(5)浙江、福建、江西ノ各地

ニ於テ「救國反共同盟軍」ヲ組織ス

(乙) 以上各地ニシテ未タ日本軍ニ依リ占領セラレサル地區ニ於テ

ハ(例ヘハ(3)(4)ノ如シ)適當ノ時機ニ該地區最高軍事長官ニ

由リ救國反共主義ヲ標榜シテ即時同盟ニ加入ス

外務省

日本標準規格B5

B 1.1.1.0 - 27

5092

0075-2